

アフリカにおける権威主義体制と選挙暴力 —ガンビアを中心として—

鈴木 亨尚

Authoritarianism and Electoral Violence in Africa: Focusing on The Gambia

Yukihisa SUZUKI

はじめに

選挙暴力は民主主義体制論・権威主義体制論と紛争論・平和構築論との交点にある。選挙は政治の中心なので、民主主義体制論・権威主義体制論に関連し、選挙暴力は権威主義体制により多くみられると推測される。また、選挙暴力は紛争をもたらし、平和構築を危うくするので、紛争論・平和構築論に関連する。

2007年のケニアの大統領選挙時の選挙後暴力では、推定で、1,500人が死亡し、70万人が国内避難民となった。また、2010年のコートジボワールの大統領選挙時の選挙後暴力では、1,000人以上が死亡し、100万人が国内避難民、10万人が難民となった。近年のアフガニスタン、バングラデシュ、エジプト、インド、イラク、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、ジンバブエにおける選挙でも、高いレベルの暴力が生じた。特に、2007年のケニアの事例は多くの研究者の関心を集め、選挙暴力 (electoral violence) という概念を一般化した¹。一方、日本では、世界全体ないし特定の地域の選挙暴力の動向を検討した論文は皆無であり、ケニアの選挙暴力など個別の問題を検討した論文が数本あるだけである²。

本稿はサハラ以南アフリカ (以下、「アフリカ」と記述) の選挙暴力の動向を検討した上で、ガンビアにおける選挙暴力を検討している。そこに本稿の意義がある。本稿では、バーチャード (Stephanie M. Burchard) に従い、選挙暴力を「力を用いて選挙結果に影響を与えるも

の」と定義する³。それは政治暴力の一種だが、選挙結果への影響を意図しているという点で、他の政治暴力とは異なる。

本稿は、アフリカにおける選挙暴力、特に、権威主義体制の選挙暴力について検討し、なぜ、権威主義体制の1つであるガンビアにおける、選挙暴力を伴う大統領選挙で、新人が現職を破り得たのかを明らかにすることを目的としている。そのため、第1節では、選挙暴力、特に、アフリカの選挙暴力、その中でも特に、権威主義体制における選挙暴力について検討する、第2節では、ガンビアにおいて、特に激しい選挙暴力が生じた2016年以前の状況を検討する。第3節では、2016年の大統領選挙を検討する。第4節では、大統領選挙後の混乱を、国内を中心に、検討する。第5節では、同時期を国際社会の関与と問題の解決を中心に検討する。そして、最後に、議論を整理する。

以下、若干の用語について定義しておこう。本稿で、権威主義体制とは、全政治体制のうち、民主主義体制ではないものをさす。民主主義体制は、ダール (Robert A. Dahl) のポリアーキーに従い、「高度に包括的で、かつ、公的異議申立てに対し広く開かれた体制」⁴をさす。操作的には、フリーダム・ハウス (Freedom House) の地位が自由 (Free、スコアが1～2.5) の国を民主主義体制、「部分的に自由 (Partly Free、同3.0～5.0)」と「自由ではない (Not Free、同5.5～7.0)」の国を権威主義体制とする⁵。このように、本稿では、民主主義体制と権威主義体制を同一の基準でとらえ、権威主義体制を民主主義体制より劣っているものと位置づけている。なお、かつては非民主主義体制を全体主義体制と権威主義体制に分類することが一般的だったが、今日では、権威主義体制が非民主主義体制全体を表すという用法が一般

¹ Birch and Muchlinski (2017) p.100; Daxecker, Amecarelli and Jung (2019) pp.714-715; Birch, Daxecker, and Ho (..) glund (2020) pp.3-4.

² ケニアの選挙暴力に関しては以下を参照。津田みわ (2008) 3～8頁; 津田みわ (2010a) 10～15頁; 津田みわ (2010b) 67～87頁; 松田素二 (2010) 3～9頁; 松田素二 (2011) 37～49頁; 松田素二 (2013) 397～419頁; 藤井広重 (2022) 7～18頁。

³ Burchard (2015) p.12.

⁴ Dahl (1971) p.8 [13頁]。

⁵ Freedom House (2017)

的となっている。また、権威主義体制と独裁体制は同義だと考えられている⁶。

本稿が取り扱うガンビアの選挙暴力が主に起きた2016年を対象とする「フリーダム・イン・ザ・ワールド2017」のデータで、全195か国のうち、自由は87か国(44.6%)、「部分的に自由」は59か国(30.3%)、「自由ではない」は49か国(25.1%)で、権威主義体制は108か国(55.4%)となる。アフリカ49か国のうち、自由は9か国(18.4%)、「部分的に自由」は20か国(40.8%)、「自由ではない」は20か国(40.8%)で、権威主義体制は40か国(81.6%)となる。すなわち、アフリカ諸国の大半は権威主義体制である。ガンビアのスコアは6で、地位は「自由ではない」である。なお、世界は1996年以降も権威主義化しており、2021年の権威主義体制は112か国(57.4%)となっている⁷。

第1節 選挙暴力と政治体制

1. 選挙暴力

バーチャードなどに従って、アフリカの選挙暴力を整理していこう。バーチャードは「過去2・30年間、アフリカにおける選挙暴力は選挙間に起こる、政治的に引き起こされたその他の暴力より頻繁で激しいようだ。1997年以来、ケニア、セネガル、リベリアの選挙年は選挙のない年よりずっと暴力的である。…1997年から2014年までに、ケニアは選挙のない年に平均210の暴力事例を経験した。選挙年には、暴力事例の平均数は360に増加した。年平均の死者数は、選挙のない年の推定330人から選挙年の640人—約2倍—に増加した。…2007年選挙の影響を調整した場合でさえ、ケニアの選挙年の死者数の平均は430人だった」と述べている。セネガルの暴力事例は、選挙年が平均で54、非選挙年が平均で42、リベリアのそれは同61と23だった⁸。

選挙暴力を行使するアクターは、政治権力の獲得という目標を達成するために、既存の選挙の枠組みを用いる⁹。選挙暴力の多くは憲法や選挙関連法に違反する行為ではあるが、少数の、小規模の選挙暴力が起きたからといって、その選挙がただちに無効になるわけではない。その決定には選挙管理委員会や最高裁判所・憲法裁判所がかかわる。国外では、決定の主体ではないが、安全保障理事会(以下、「安保理」と記述)や地域機構、準地域機構、選挙監視団、旧宗主国、米ソ中などの域外大国、南アフリカ・ナイジェリアなどの地域大国などが関

与する。選挙暴力を行う政府は、当選の確保とともに、無効の決定や国外のアクターの本格的な関与がなされないように、選挙暴力の上限を設定していると思われる。

バーチャードは、アクターの動機に基づいて、選挙暴力を偶発的選挙暴力と戦略的選挙暴力に分類している。偶発的選挙暴力は、選挙の前後を問わず、選挙イベント周辺において、抗議の産物として起こる。それは、現実のものだろうが、想像上のものだろうが、選挙に不正があったとの認識によって引き起こされる。本稿で、我々はアクターの認識を重視して、検討を進めていく。戦略的選挙暴力は事前に計画され、有権者の意図の抑圧、有権者の支持の動員、選挙全体の破壊を含む。戦略的選挙暴力は、さらに、抑圧的・動員の選挙暴力と破壊的選挙暴力に分類される。抑圧的・動員の選挙暴力は、候補者や政党が意図して選挙結果に影響を与えようとする試みで、採用されるより広範な選挙戦略の一部とみなされ、選挙の競争性を低下させ、当選するために、市民の選好をねじ曲げることを目的としている。破壊的暴力とは選挙の実施を阻止したり、発表済みの結果を変更したりすることを意味する¹⁰。

バーチャードは、1990年から2014年6月までの289の国政選挙(大統領選挙と議会選挙)を対象に分析を行い¹¹、「1990年以来、アフリカの選挙の50%以上は、選挙過程の直接の結果として、有権者がいやがらせ、脅し、場合によっては、死亡を経験する暴力で特徴付けられる」¹²と述べている。バーチャードによれば、一切暴力を経験しなかった選挙は全体の43%(124件)、いやがらせを経験した選挙(警察や治安部隊による集会の解散、政党支持者のけんか、街頭での乱闘、反対する新聞の廃刊、候補者の立候補の失格、政治的対立者の短期間の逮捕を含む)が37%(106件)、政治的暗殺や政治的アクターの長期拘留を含む抑圧を経験した選挙が11%(32件)、大規模な暴力(20人以上の死者によって示される全般的で、広範な暴力を経験した選挙)が9%(27件)である¹³。なお、バーチャードの分類はいやがらせがかなり広い範囲に及んでいるという特徴がある。

2004～13年の10年間のうち、2004年から2008年まで、選挙全体に占める選挙暴力の割合は、年により、20%台から80%台まで変動が激しく、それ以降は、2008年の70%台から減少傾向にあるが、2013年でも50%近い¹⁴。このような選挙暴力は、1990年代以降の民主化によってもたらされた。軍政の下、選挙がなければ、選挙暴力は

⁶ Linz (1975) pp.175-411 ; 山田紀彦 (2015) 6、28頁。

⁷ Freedom House(2017)p.11 and pp.20-21 ; Freedom House(2022)p.18.

⁸ Burchard (2015) p.19.

⁹ Burchard (2015) pp.11-12.

¹⁰ Burchard (2015) pp.12-14.

¹¹ Burchard (2015) p.36.

¹² Burchard (2015) pp.2-3.

¹³ Burchard (2015) pp.36-37.

¹⁴ Burchard (2015) p.3.

ない。一党制の下、競争的選挙がなければ、選挙暴力はまったく、ないし、ほとんどない。民主化がなされ、複数政党制選挙がなされるようになると、選挙暴力は発生、ないし、増加する。

1990年代以降、アフリカ諸国の86%が選挙暴力を経験しており、アフリカにおいて、選挙暴力は、例外的ではなく、一般的な現象である。それは2つの時期に分類できる。1つは1990年代からゼロ年代で、紛争後国家の移行選挙を中心とし、大規模な選挙暴力が多くみられた。代表的な事例は、第1に、1992年のアンゴラの大統領選挙と国民議会選挙である。選挙は、長い内戦の後行われたが、選挙暴力が起き、内戦が再開され、終了に10年を要した。第2に、ケニアの2007年の大統領選挙である。2008年に至る選挙後暴力は国際社会や研究者の強い関心を集めた。第3に、2010年のコートジボワールの大統領選挙で、選挙後5か月で、3,000人以上が死亡した¹⁵。ケニアやコートジボワールの事例を転換点とし、2010年代以降の2つ目の時期に入る。2010年代以降、紛争数が減少し、各々の規模も抑制され、紛争後国家の移行選挙が選挙暴力に占める重大性も低下した。しかし、時間の経過とともに、選挙暴力が大幅に減少するとの傾向はない¹⁶。

選挙暴力は、選挙前暴力、選挙日暴力、選挙後暴力に分類できる。バーチャードによれば、選挙前暴力と選挙後暴力に分類した場合、選挙暴力の全事例のうち、選挙前暴力だけの事例が約71%、選挙前暴力と選挙後暴力の双方の事例が約24%、選挙後暴力だけの事例は4%未満である¹⁷。選挙前暴力の中心は戦略的暴力であり、政府・与党による暴力を中心とし、政府・与党対野党の暴力を含んでいる。2000、2002、2008年のジンバブエでは、与党 ZANU-PF (Zimbabwe African National Union-Patriotic Front) が青年民兵を雇用し、暴力を行使した。ケニアで、1992年の選挙では与党 KANU (Kenya Africa National Union) の青年組織とカレンジンの民兵対野党 FORD (Forum for the Restoration of Democracy) の青年組織の暴力、1997年の選挙では KANU とカレンジンの民兵の暴力がみられ、2002 と 2007 年の選挙では Mungiki (疑似宗教犯罪組織) が野党のために選挙前の脅しに参加した。また、ナイジェリアでは与野党が若者集団を雇用し、買収と暴力を行い、タンザニアでは与野党が民兵を組織した¹⁸。

執政府選挙における選挙全体に占める選挙前暴力の割合は、相対多数制 (plurality) 選挙で77.6% (全50事例

中、戦略的暴力約46%、偶発的暴力約31%)、絶対多数制 (majoritarian) 選挙で53.5% (全117事例中、戦略的暴力約34%、偶発的暴力約20%) である¹⁹。立法府選挙における選挙前暴力は、相対多数制選挙が72.4% (全58事例中、戦略的暴力約29.7%、偶発的暴力約42.7%)、絶対多数制選挙が57.1% (全14事例中、戦略的暴力約13~15%、偶発的暴力約42~44%)、相対多数制と比例代表制の混合型選挙が43.3% (全60事例中、戦略的暴力約13~15%、偶発的暴力約28~30%)、比例代表制選挙が約47% (全71事例中、戦略的暴力約13~15%、偶発的暴力約32~34%) である²⁰。執政府と立法府の選挙の間で、相対多数制と絶対多数制について比較しても大きな違いはない。一方、立法府選挙の比例代表制選挙と混合型選挙の選挙暴力の割合は他の選挙制度よりも低い。立法府選挙が執政府選挙より暴力的でないのはここから生じる。大統領選挙で、比例代表制選挙はとりようもないが、選挙制度の工夫で、暴力を抑制できる可能性があることをこれは示していると思われる。

一方、選挙後暴力は、頻度は低いが、起こると大規模になる傾向がある。バーチャードは、「選挙後暴力は選挙後に起こり、勝者とその支持者をこらしめる手段として用いられ、戦略的に用いられるならば、政治権力を共有するために、勝者に敗者との交渉を強いるために用いられ、この方法は超法規的で選挙ゲームの受け入れられたルールの範囲の外側であるので、暴力のレベルは勝者の側の行動を強いるレベルに達する。すなわち、選挙後暴力は選挙前暴力よりずっと激しい」²¹ と述べている。選挙前暴力は選挙後暴力の前兆である。ケニアでは選挙前暴力のあった県の約半数が選挙後暴力を経験した²²。選挙日暴力を含めたデータで、選挙日暴力 (1980~2004年) は選挙全体の30%で、選挙前暴力のないケースでは同14%である²³。

執政府選挙と立法府選挙の関係に関して、執政府選挙単独では、選挙暴力が全体 (全75事例中) の62.7% (戦略的暴力約25%、偶発的暴力約38%)、立法府選挙単独では、選挙暴力が全体 (全114事例中) の45% (戦略的暴力約13%、偶発的暴力約32%)、両選挙同時では、選挙暴力が全体 (全99事例中) の65.7% (戦略的暴力約22%、偶発的暴力約44%) である²⁴。大統領選挙単独と両選挙同時は選挙暴力と戦略的暴力の割合が、各々、高くなっている。

¹⁹ Burchard (2015) pp.38-39.

²⁰ Burchard (2015) pp.39-40.

²¹ Burchard (2015) p.15.

²² Burchard (2015) pp.27-28.

²³ Burchard (2015) p.27.

²⁴ Burchard (2015) pp.40-41.

¹⁵ Burchard (2015) p.4.

¹⁶ Burchard (2015) p.11.

¹⁷ Burchard (2015) p.27.

¹⁸ Burchard (2015) pp.28-29.

アフリカにおける非暴力選挙は年ごとに大きな変動がある。2006年に約71%だった非暴力選挙は2008年には25%だった。ここから通増傾向にあり、2014年は約60%である²⁵。それでは、選挙の継続によって、暴力の頻度は低下するのか。民主化後の最初の選挙(全47か国)で、非暴力選挙は全体の35%だった。各国の第5回選挙で、非暴力選挙は51%、第9回選挙で、非暴力選挙は73%なので、選挙の継続により、非暴力選挙の割合は高まると結論づけることができる。しかし、第9回選挙を経験しているのは11か国しかないという点に留意すべきである。しかも、この11か国に含まれるカメルーン、ガンビア、マダガスカル、トーゴ、ジンバブエなどの民主主義の程度は過去25年間改善していない。リンダーバーグ(Staffan I.Lindberg)は「選挙による民主化」との仮説を提示しているが、これは実現していない²⁶。また、バーチャードは、アフリカのいくつかの国では政治的権利の改善と市民的自由の悪化が並行して進んでいると指摘し、その例として、ブルンジ、タンザニア、ルワンダ、南アフリカ、ウガンダ、ザンビア、エチオピアを示している²⁷。しかし、フリーダム・ハウスのデータで、2000年と2019年を比較して、政治的権利の改善と市民的自由の悪化の組み合わせを示す国は上記7か国中1か国もない²⁸。そもそも、国家が市民的自由を侵害しながら、国際基準を満たす選挙を実施するのはきわめて困難である。一方、9回連続での通常選挙ができなかった国はクーデタを経験(ブルキナファソ、中央アフリカ、ギニア、ギニア・ビザウ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール)したり、大規模な紛争後に選挙を再開(アンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネ)したりしている²⁹。

2. 選挙暴力と権威主義体制

次に、選挙暴力と政治体制の関係について検討する。ノリス(Pippa Norris)らは国家を民主主義体制、(狭義の)権威主義体制、この2つの中間的な形態である混合体制に分類し、混合体制が選挙暴力に最も親和的だと論じている³⁰。これは、きわめて民主的な国家では、選挙暴力が生じる蓋然性は低く、きわめて非民主的な国家では、デモなど野党や市民社会の活動は制約されるので、選挙暴力は生じにくいとの考えに基づいている。データをみてみよう。バーチャードは、選挙前暴力の頻度に基づいて、アフリカの一部の国家を3つに分類している。

第1に、まったく選挙前暴力を経験していない国で、ボツワナ、カーボ・ベルデ、モーリシャス、サントメ・プリンシペ、セーシェルの5か国が、第2に、選挙前暴力が時々起きている国で、ベナン、ブルンジ、カメルーン、リベリア、ウガンダ、タンザニアの6か国が、第3に、繰り返し、選挙前暴力を経験している国で、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ケニア、ナイジェリア、スーダン、トーゴの6か国が含まれる。表1は、これら17か国を1990年から2014年のフリーダム・ハウスのスコアで整理したものである。表は、最も選挙暴力が起きた国々は最も非民主的な国々のグループだと示している。このような異なる結論は選挙暴力の何を重視するのかによって生じる。バーチャードは脅し、その暴力の主体として政府を、ノリスらはデモ、その暴力の主体として市民を重視している。

表1 アフリカにおける選挙暴力と民主主義・権威主義

	選挙前暴力を経験していない国	選挙前暴力が時々起きている国	選挙前暴力を繰り返し経験している国
自由	ボツワナ(2.08)、カーボ・ベルデ(1.42)、モーリシャス(1.5)、サントメ・プリンシペ(1.98)	ベナン(2.24)	—
部分的に自由	セーシェル(3.34)	リベリア(4.74)、ウガンダ(4.8)、タンザニア(4.06)	ケニア(4.48)、ナイジェリア(4.6)
自由ではない	—	ブルンジ(5.6)、カメルーン(6)	コートジボワール(5.44)、コンゴ民主共和国(6.06)、スーダン(7)、トーゴ(5.16)

(出所) Burchard (2015) pp.36-37; フリーダム・ハウス (b)

(注) 「部分的に自由」はスコア3~5とし、「自由」はこれを下回り、「自由ではない」はこれを上回る国とした

ケニア、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、ジンバブエでは、選挙のたびに大規模な暴力が行使される³¹。選挙暴力の抑制策について、大統領選挙と議会選挙に分けて、検討していこう。大統領選挙で、多数代表制は選挙暴力と親和的である。したがって、抑制策は2回投票制、ランニング・メイト方式、当選条件に一定数の県や州の一定割合の得票を含めることがある。2002と2007年のケニアでは、全7州のうち5州で25%以上の得票が当選条件に含まれ、満たされない場合は第2回投票が実施されることになっていた。2007年選挙の混乱を受けて、2013年以降のケニアの選挙では、全国での50%以上の得票とともに全47県の半数以上での25%以上の得票が当

²⁵ Burchard (2015) pp.48-49.

²⁶ Lindberg (2009)

²⁷ Burchard (2015) p.170.

²⁸ Freedom House(b)

²⁹ Burchard (2015) pp.49-50.

³⁰ Norris, Frank, and i Coma (2015a) pp.12-13; Norris, Frank, and i Coma (2016b) pp.140-146.

³¹ Burchard (2015) p.2.

表2 多選大統領の選挙結果

国	現職大統領	選挙年	結果	選挙年のFHのスコア (PR, CL)	国	現職大統領	選挙年	結果	選挙年のFHのスコア (PR, CL)
ブルキナファソ	コンパオレ	2005	当選、3選	4 (5, 3)	ガンビア	ジャメ	2006	当選、3選	4.5 (5, 4)
		2010	当選、4選	4 (5, 3)			2011	当選、4選	5.5 (6, 5)
ブルンジ	ンクルンジザ	2015	当選、3選	6.5 (7, 6)			2016	落選	6 (6, 6)
カメルーン	ビヤ	2004	当選、5選	6 (6, 6)	ギニア	コンテ	2003	当選、3選	5.5 (6, 5)
		2011	当選、6選	6 (6, 6)	モーリタニア	タヤ	2003	当選、3選	5.5 (6, 5)
		2018	当選、7選	6 (6, 6)	ルワンダ	カガメ	2017	当選、3選	6 (6, 6)
チャド	デビー	2006	当選、3選	6 (6, 6)	セネガル	ワッド	2112	落選	2.5 (2, 3)
		2011	当選、4選	6.5 (7, 6)	セーシェル	レネ	2001	当選、6選	3 (3, 3)
		2016	当選、5選	6.5 (7, 6)		ミッシェル	2015	当選、3選	3 (3, 3)
コンゴ共和国	サス・ンゲン	2106	当選、3選	6 (7, 5)	スーダン	バジル	2010	当選、3選	7 (7, 7)
ジブチ	ゲレ	2011	当選、3選	5.5 (6, 5)			2015	当選、4選	7 (7, 7)
		2016	当選、4選	5.5 (6, 5)	トーゴ	エヤデマ	2003	当選、5選	5.5 (6, 5)
赤道ギニア	オビアン・ンゲマ	2002	当選、4選	6.5 (7, 6)		ニヤシンベ	2015	当選、3選	4 (4, 4)
		2009	当選、5選	7 (7, 7)		2020	当選、4選	4.5 (5, 4)	
		2016	当選、6選	7 (7, 7)	ジンバブエ	ムガベ	2002	当選、4選	6 (6, 6)
ガボン	オマール・ボンゴ	2005	当選、7選	5 (6, 4)			2008	当選、5選	6.5 (7, 6)
							2013	当選、6選	5.5 (5, 6)

(出所) 外務省；アフリカ選挙データベース；フリーダム・ハウス (b) など各種資料に基づいて、筆者が作成

(注) FHは「フリーダム・ハウス」、PRは「政治的権利」、CLは「市民的自由」を意味する

選条件に含まれるようになった。また、1999年以降のナイジェリアでは全国1位及び36州の3分の2で25%以上を獲得することが当選の条件となっている³²。議会選挙で、比例代表制は暴力抑制的であり、民主的とされるベナンでは拘束名簿式比例代表制を採用している。一方、多数代表制を採用していたレソトでは、1998年選挙で、与党が60.5%の得票で98.75%の議席(79/80)を獲得、大規模な騒乱が発生、クーデタが切迫しているとの懸念が高まり、議会から排除されたと考えた野党が抗議、暴動、焼き討ちを行った。SADC (Southern African Development Community) が与野党を仲介し、混合型の採用を含む解決策を提示し、混合型が採用された。2002年選挙以降、120議席のうち、80議席は小選挙区制、40議席は全国1区の比例代表制となっている³³。

さらに、選挙暴力を行使することの多い、長年、大統領の座にある者が選挙で敗れるという状況を考えていきたい。選挙の時期は2000年以降、2020年8月末まで、大統領が2回連続で当選し、任期を完了した後の選挙を対象とし、結果を表2に示した。2000年以降としたのは、1990年代は、アフリカの民主化の時期で、多選大統領が選挙で敗れる事例が多数あったからである。表に示したように、権威主義体制が大半を占めるアフリカ諸国において、全33事例中、現職大統領が落選し、新人が当選した選挙はセネガルとガンビアの2度に過ぎなかった。セネガルの大統領選挙は二回投票制を採用し、野党が選挙

連合を組織することにより、現職大統領を破るという結果を繰り返している、研究者にとって大変魅力的な国であるが、選挙の時点でのフリーダム・ハウスの評価は2.5で、我々の分析の焦点である権威主義体制ではない³⁴。本稿で、関心を寄せるのはガンビアである。ガンビアは、2000年以降、2選以上している現職大統領が、大統領選挙で敗れたアフリカで唯一の権威主義体制である。これまでみてきたように、アフリカでは、特に、その大半である権威主義体制では、政権側による選挙暴力が激しく、現職が立候補する大統領選挙で、新人が当選するのは極めて困難である。ガンビアはそれをどのように達成したのだろうか。

第2節 2016年以前の状況

1996年の大統領選挙で、ジャメ (Yahya Jammeh) が当選、1997年の国民議会選挙でジャメが党首を務める愛国再建同盟 (Alliance for Patriotic Reorientation and Construction, APRC、以下、「APRC」と記述) が過半数を獲得し、2016年の大統領選挙まで、この状況は続いた。この時期、野党第一党だったのが現在の大統領であるバロウ (Adam Barrow) が所属する統一民主党 (United Democratic Party, UDP、以下、「UDP」と記述。ただし、後述のように、バロウは、選挙直前、選挙連合を組織するために、形式的にUDPを離党) であり、その大統領候補は同党委員長のダーボエ (Ousainou Darboe) だっ

³² Burchard (2015) p.32.

³³ Burchard (2015) p.33.

³⁴ セネガルに関しては、以下で、若干、議論している。鈴木亨尚 (2017) 124～130頁。

表3 フリーダム・ハウスのスコア

年	PR	CL	スコア	地位	年	PR	CL	スコア	地位	年	PR	CL	スコア	地位
1972	2	2	2	F	1988	3	3	3	PF	2004	4	4	4	PF
1973	2	2	2	F	1989	2	2	2	F	2005	5	4	4.5	PF
1974	2	2	2	F	1990	2	2	2	F	2006	5	4	4.5	PF
1975	2	2	2	F	1991	2	2	2	F	2007	5	4	4.5	PF
1976	2	2	2	F	1992	1	2	1.5	F	2008	5	4	4.5	PF
1977	2	2	2	F	1993	2	2	2	F	2009	5	5	5	PF
1978	2	2	2	F	1994	7	6	6.5	NF	2010	5	5	5	PF
1979	2	2	2	F	1995	7	6	6.5	NF	2011	6	5	5.5	NF
1980	2	3	2.5	F	1996	7	6	6.5	NF	2012	6	6	6	NF
1981	3	4	3.5	PF	1997	7	6	6.5	NF	2013	6	6	6	NF
1982	3	4	3.5	PF	1998	7	5	6	NF	2014	6	6	6	NF
1983					1999	7	5	6	NF	2015	7	6	6.5	NF
1984	3	4	3.5	PF	2000	7	5	6	NF	2016	6	6	6	NF
1985	3	4	3.5	PF	2001	5	5	5	PF	2017	4	5	4.5	PF
1986	3	4	3.5	PF	2002	4	4	4	PF	2018	4	5	4.5	PF
1987	3	3	3	PF	2003	4	4	4	PF	2019	4	4	4	PF

(出所) Freedom House (2020)などを参照して筆者が作成

(注) PRは「政治的権利」、CLは「市民的自由」、Fは自由、PFは「部分的に自由」、NFは「自由ではない」を意味する

た。ジャメの下、野党は弾圧され、市民の人権は抑圧された。その結果、野党の多くは2002年と2012年の国民議会選挙をボイコットした。また、2011年の大統領選挙に対し、西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States, ECOWAS、以下、「ECOWAS」と記述)は、選挙が自由で公正であることは望めないと、選挙監視団の派遣をボイコットし、アフリカ連合(African Union, AU、以下、「AU」と記述)と英連邦は、各々、選挙後に、選挙は不正だったと表明した³⁵。

ゼロ年代中頃からジャメは弾圧を強めていたが、2014年12月のクーデタ未遂事件をきっかけに、さらに、国民に対する弾圧を強めた。表3に示したフリーダム・ハウスのデータに加えて、表4の「国境なき記者団(Reporters without Borders)」の「報道の自由度ランキング(World Press Freedom Index)」と「トランスパレンシー・インターナショナル(Transparency International)」の「腐敗認識指数(Corruption Perception Index)」はこれを明確に示している。国民は、このような状況に対し、次のように認識・行動したと思われる。第1に、クーデタ未遂事件までは、国民の多くが、ジャメを権力から追いやるには、暴力が正当化されると考えていたと思われる。しかし、クーデタが成功しなかったことにより、選挙やデモなど非暴力的な方法で、ジャメを政権から引きずり下ろすしかないとの認識が広く共有されるようになったと思われる。第2に、弾圧が長期化・強化されたことにより、その影響は一部のステークホルダーだけでなく、

国民全般に及ぶようになった。第3に、政府が出国を規制したことにより、国民の戦略は出国を重視したものから抗議を重視したものに変更された。第4に、国民の認識に関しては、経済・社会情勢も重要である。経済・人口規模の小さなガンビアにとって、貿易、海外からの投資、観光、援助は重要だが、欧米との対立はこれらを抑制させた。この影響を受け、2018年の1人当たりGDPは世界で下から15番目(712,452ドル)で、ジャメが大統領に就任した1996年(728,669ドル)より少なかった。また、2010～16年の失業率は9～10%台、若年層(15～24歳)のそれは12～14%だった。すなわち、チュニジアなどのアラブの春を引き起こした状況がガンビアでもみられた。第5に、政府が管理したメディアしかなかったコミュニケーション空間にフェイスブックのようなソーシャル・メディアが登場し、欧米諸国への移住者を含めたネットワークが形成され、国民は、英語とローカ

表4 国境なき記者団の報道の自由度ランキングとトランスパレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数の順位

年	国境なき記者団の報道の自由度ランキング	トランスパレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数の順位
2013年	152位(180か国中)	127位(176か国中)
2014年	155位(180か国中)	126位(174か国中)
2015年	151位(180か国中)	123位(167か国中)
2016年	145位(180か国中)	145位(176か国中)
2017年	143位(180か国中)	130位(180か国中)
2018年	122位(180か国中)	93位(180か国中)
2019年	92位(180か国中)	96位(180か国中)

(出所) 国境なき記者団; トランスパレンシー・インターナショナルの各年度のデータから筆者が作成

³⁵ Kora and Darboe (2017) p.148; Freedom House(b)

表5 選挙の主な結果（1996～2017）

年	大統領		国民議会		
	名前	得票率（得票）	政党	議席（得票率、得票）	
1996年9月/1997年1月（大統領選挙の有効投票数394,494、投票率88.4%、国民議会の有効投票数307,856、投票率73.2%、以下、同様）	ジャメ（Yahya Jammeh, APRC）	58.77%（220,011）	愛国再建同盟（Alliance for Patriotic Reorientation and Construction, APRC）	33（52.13%、160,470）	
	ダーボエ（Ousainou Darboe, UDP）	35.84%（141,387）	統一民主党（United Democratic Party, UDP）	7（33.97%、104,568）	
	バー（Hamat Bah, NRP）	5.52%（21,759）	国民和解党（National Reconciliation Party, NRP）	2（2.16%、6,639）	
	ジャッタ（Sidia Jatta, PDOIS）	2.87%（11,337）	独立と社会主義のための人民民主機構（People's Democratic Organisation for Independence and Socialism, PDOIS）	1（7.88%、24,272）	
			無所属	2（3.86%、11,907）	
2001年10月/2002年1月（458,533、約90%、94,586、56.4%）	ジャメ（APRC）	52.84%（242,302）	愛国再建同盟（APRC）	45（不明）	
	ダーボエ（UDP）	32.59%（149,448）	独立と社会主義のための人民民主機構（PDOIS）	2（不明）	
	バー（NRP）	7.78%（35,671）	国民和解党（NRP）	1（不明）	
	ディバ（Sheriff Mustapha Dibba, National Convention Party, NCP）	3.77%（17,271）			
	ジャッタ（PDOIS）	3.02%（13,841）			
2006年9月/2007年1月（392,685、約59%、261,974、41.7%）	ジャメ（APRC）	67.33%（264,404）	愛国再建同盟（APRC）	42（不明）	
	ダーボエ（UDP）	26.69%（104,808）	統一民主党（UDP）	4（不明）	
	サラ（Halifa Sallah, PDOIS）	5.98%（23,473）	民主主義と発展のための国民同盟（National Alliance for Democracy and Development, NADO）	1（不明）	
			無所属	1（不明）	
2011年11月/2012年3月（657,787、82.6%、154,950、約50%）	ジャメ（APRC）	71.54%（470,550）	愛国再建同盟（APRC）	43（51.82%、80,289）	
	ダーボエ（UDP）	17.36%（114,177）	国民和解党（NRP）	1（9.43%、60,055）	
	バー（無所属）	11.11%（73,060）	無所属	1（38.76%、60,055）	
2016年12月/2017年4月（578,583、59.3%、379,320、42.8%）	バロウ（Adama Barrow、無所属）	43.30%（227,708）	統一民主党（UDP）	31（57.47%、142,135）	
	ジャメ（APRC）	39.65%（208,487）	ガンビア民主会議（Gambia Democratic Congress, GDC）	5（17.38%、65,938）	
	カンデ（Mama Kandeh, GDC）		17.07%（89,768）	愛国再建同盟（APRC）	5（15.52%、58,863）
				独立と社会主義のための人民民主機構（PDOIS）	5（9.57%、36,312）
				国民和解党（NRP）	4（5.18%、19,656）
				人民進歩党（People's Progressive Party, PPP）	2（2.42%、9,183）
				諸派	0（2.84%、10,774）
			無所属	1（4.81%、18,239）	

（出所） アフリカ選挙データベース；ガンビア選挙管理委員会（a）；ガンビア選挙管理委員会（c）などから筆者が作成

（注） 国民議会の選挙制度は単純小選挙区制。1997年の国民議会選挙では他に大統領による任命が4議席あった。2001年の大統領選挙で、ダーボエはPPPとガンビア人民党（GPP）から支援を受けた。2002～12年の国民議会選挙では他に大統領による任命が5議席あった。2002年の国民議会選挙をUDPとその他のいくつかの小政党はボイコットした。33選挙区では無投票でAPRCの候補者が当選した。表の有効投票数は残りの15選挙区のものである。2006年の大統領選挙で、ダーボエはARC、サラは民主主義と発展のための国民同盟（NADO）との選挙協力の下にあった。2011年の大統領選挙で、ダーボエはガンビア道徳会議（Gambia Moral Congress, GMC）、PPP、国民会議党（NCP）の、バーは統一戦線（United Front, UF）の選挙協力を受けた。2012年の国民議会選挙をほとんどの野党はボイコットした。25選挙区では無投票でAPRCの候補者が当選した。表の有効投票数は残りの23選挙区のものである。2017年の国民議会選挙の諸派はGMC、NCP、GDPDの合計である

ルな言語の双方で、弾圧や汚職に関し、より多くの、より正確な情報を知ることとなった³⁶。

表5に1996年から2017年までの選挙の主な結果を示した。2015年7月、選挙法が改正され、大統領選挙や国民議会選挙などへの立候補のための供託金が大幅に引き

上げられた（第43条）。これは野党側の立候補を抑制し

³⁶ Kora and Darboe (2017) p.148 and 151；ハーシュマン（2005）；Freedom House（2020）；世界銀行（a）；世界銀行（b）；グローバル・エコノミー；国境なき記者団

よとの政府・与党の意図に基づくと思われる。大統領選挙の供託金は1万ダラシ（約250ドル）から50万ダラシ（約12,500ドル）に、国民議会選挙のそれは5,000ダラシ（約125ドル）から5万ダラシ（約12,500ドル）に引き上げられた。これは、当時、ガンビアでは大きな話題となった。一方、当時、話題にはならなかったが、もう1つ重要な改正点（第75条）があった³⁷。

選挙管理委員会によれば、それは全国に53ある選挙区に各々設置された選挙区選挙管理委員会本部（以下、「本部」と記述）から投票所に開票所が変更（改正前も後も即日開票）されたというものである。これまでは各投票所から投票箱を本部に移送する際に、特定の候補者の票の投票箱への投入や投票箱のすり替えなどの不正が行われる可能性があった。これに対し、新しい制度である「投票所での開票（counting on-the-spot）」は、候補者自身、候補者陣営からの各2人、報道機関からの各1人、国内外の選挙監視者などが開票所への入場を許可され、開票を監視し、それ以外の人が入場できないので、不正が行われる可能性が格段に低くなる。たとえば、首都であるバンジュール行政区にある3つの選挙区の1つであるバンジュール中央区には7つの投票所があり、その各々で開票がなされる。選挙法第80条は「委員会は、各投票所の外に、同所の投票結果（署名付き）を表示する」と規定している。この制度下で、各政党は各開票所の結果を合算すれば、選挙管理委員会の公式発表前に、選挙結果を知ることができる。また、各政党は、開票の途中結果も、かなり正確に、知ることができる。大統領選挙の前、ンジャイ（Alieu Momarr Njai）選挙管理委員会委員長は、「私は選挙管理委員会委員長だが、選挙の勝敗を知る最後の者となるだろう。それは『投票所での開票』が導入されたからである。この下では、投票日の午後6時までに、全投票所で、全投票が開票され、その結果が公表される」と述べていた。このような制度は、欧米諸国やNGOの推奨により、近年、アフリカ諸国で採用されるようになってきている。選挙後暴力が起きた2007年のケニアでも採用されており、これが野党側に勝利を確信させた³⁸。

コラとダーボエ（Sheriff Kora and Momodou Darboe [ダーボエ UDP 委員長の甥]）は、「投票所での開票」が供託金の引き上げなどに反対する野党に対する「あめ」であり、2011年の大統領選挙が大差だったことと、後述のように、ダーボエが2016年の大統領選挙への立候補資

格を有しないことなどから、ジャメは自身の当選を脅かす野党候補は存在しないと確信し、同条項が法律に含まれることになったと述べている。この観点に立てば、これは野党に有利な改革だが、選挙結果を変えるほどではないと政府・与党は考えていたことになる。しかし、バロウが当選したという結果から考えれば、この制度変更は選挙結果に大きく影響したと思われる。すなわち、政府にとっては不測の出来事の1つだった。これが、権威主義国家ガンビアが選挙を通じて民主化した理由の1つだと思われる³⁹。

第3節 大統領選挙終了までの状況

大半の野党が2011年の国民議会選挙をボイコットし、国民議会に議席を有していなかったため、野党の政府・与党に対する行動は、主に、デモなどによって示されることになった。この際、憲法第62条の大統領への立候補資格の1つである年齢制限（65歳未満）により、ダーボエ UDP 委員長（1948年8月8日生まれ）は2016年の大統領選挙への立候補資格を有さないことを確認しておくことが重要である。そのため、結党以来4度の大統領選挙のすべてにダーボエを擁立した UDP は、この後検討する同年4月の段階で、半年程度の間には、大統領候補者を選出する必要があった。同党の中心メンバーだったサンデング（Solo Sandeng）書記（全国組織担当）はその有力候補の1人だったと思われる。

大統領選挙の年である2016年になると、野党の抗議と政府による野党に対する弾圧はより一層強まった。まず、同年4月14日、サンデングがセレクンダ（首都の南西13kmほどにある最大人口[約40万人]の町）で選挙改革を求めるデモを組織し、逮捕された。その後、彼は国家情報本部に送致、殴打され、死亡した。一緒に逮捕された者も机に押しつけられたり、殴打されたり、水の中に顔を突っ込まれたりした。次いで、同月16日、ダーボエなどが、政府にサンデングの生死の公表を求めるセレクンダでのデモを組織し、逮捕された。これらのうち、ダーボエを含む19人は、同年7月、無許可のデモに参加したとして禁固3年の判決を受けた。この一連のデモは十数年来で最大のものであり、これに対する治安部隊はきわめて暴力的だった。サンデングの死去やダーボエの逮捕・起訴・判決に関し、潘基文国連事務総長、ECOWAS、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、アムネスティ・インターナショナルなどがガンビア政府を強く非難した⁴⁰。

ダーボエら幹部の逮捕を受けて、2016年9月、UDPは

³⁷ Kora and Darboe (2017) p.148；ローハブ・ガンビア；ガンビア選挙管理委員会（a）

³⁸ 津田みわ（2008）6頁；ローハブ・ガンビア；ガンビア選挙管理委員会（a）；ガンビア選挙管理委員会（b）；オール・アフリカ（a）；オール・アフリカ（b）

³⁹ Kora and Darboe (2017) p.148；ローハブ・ガンビア；ガンビア選挙管理委員会（a）；ガンビア選挙管理委員会（b）

表6 大統領選挙 (2016年)

行政区	有権者数	有効投票	バロウ (得票率)	ジャメ (得票率)	カンデ (得票率)
バンジュール	22,731	13,371	6,639 (50%)	5,704 (42%)	1,028 (8%)
カニフィング	199,957	112,012	56,107 (50%)	44,873 (40%)	11,127 (10%)
ブリカマ	281,115	173,281	74,823 (43%)	76,880 (44%)	21,656 (13%)
ケレワン	101,717	63,710	23,346 (37%)	18,316 (29%)	22,039 (34%)
マンサ・コンコ	49,198	29,538	16,476 (56%)	7,996 (27%)	5,048 (17%)
ジャンジャンブレア	116,675	70,046	22,215 (32%)	30,228 (43%)	17,581 (25%)
バセ	115,185	63,909	28,102 (44%)	24,490 (38%)	11,289 (18%)
計	886,578	525,867	227,708 (43.30%)	208,487 (39.65%)	89,768 (17.07%)

(出所) Independent Electoral Commission (2017) に基づいて筆者が作成

バロウ (Adama Barrow) を大統領候補に選出した。バロウは不動産開発業を営む実業家で、UDPでは副財務局長 (2006～13)、財務局長代理 (2013～16) を務め、2007年の国民議会選挙にジミラ選挙区から立候補し、落選した。バロウは2016年4月にダーボエとともに逮捕されたが、起訴はされなかった。また、同年10月、バロウは、490人の代表団が参加した諸野党による大会での予備選挙で、308人の支持を得て、大統領選挙の統一候補に選出された。このUDP、独立と社会主義のための人民民主機構 (PDOIS)、国民和解党 (National Reconciliation Party, NRP)、ガンビア道徳会議 (Gambia Moral Congress, GMC、以下、「GMC」と記述)、国民会議党 (National Convention Party, NCP)、人民進歩党 (People's Progressive Party, PPP)、ガンビア民主進歩党 (Gambia Party for Democracy and Progress, GPDP) の7党は「2016年連合 (Coalition 2016)」を組織した。野党全体に対する政府の弾圧がUDPに対するその他の野党のそれまで以上の協力をもたらしたと思われる。バロウとUDPは、各々、立候補届出の直前、バロウのUDPからの離党を文書で選挙管理委員会に届け出た。同文書は、その理由を「野党連合のための無所属候補として選挙を戦うため」としている。選挙戦において、野党の集会の聴衆の数は、ガンビア史上初めて、ガンビアの全地域で、与党の集会の聴衆の数を凌駕した⁴⁰。

これまでの経緯から政府と国際監視団の関係は対立的だった。2016年11月、ECOWASは、与党による強要と受け入れ難いレベルの情報統制により、同国は自由で公正な大統領選挙を実施する政治的環境にないとして、選挙監視団の派遣中止を発表した。これは2011年の大統領選挙に次ぐものである。また、欧州連合 (EU、以下、「EU」と記述) はガンビア政府により選挙監視団派遣を

拒否されたと主張した。一方、ガンビア政府はAUの少数の選挙監視団を受け入れ、これは選挙前日にガンビアに到着した。このような状況は、EU、ECOWAS、AUによる選挙の事前評価とガンビア政府の3者の選挙評価に対する評価の相互作用の結果であると思われる。すなわち、選挙評価の厳しさはEU、ECOWAS、AUの順と考えられる⁴²。

2016年11月30日、政府は選挙後のデモの禁止を発表、また、投票日当日の同年12月1日、政府は同日早朝に国際電話とネットを遮断すると発表した。政府のこの対応は2011年のアラブの春から学習したものである。政府のこのような抑圧的な対応の下、大統領選挙の投票日を迎えた。立候補したのはカンデ (Mama Kandeh、ガンビア民主会議 [Gambia Democratic Congress, GDC、以下、「GDC」と記述])、バロウ (無所属)、ジャメ (APRC) の3人である。カンデは2007年にAPRCから国民議会選挙に立候補、ジミラ選挙区で4,067票を獲得し、バロウ (2,835票) を破り、当選した。だが、カンデは、2013年4月、APRCを追放され、2016年5月、GDCを結成した。今大統領選挙の有権者は88万6,578人、投票所は1,422か所である。投票は、候補者の名前、顔写真が入った、色分けされた缶にビー玉を入れるという方法がとられた。これは1965年の独立以来、ガンビアで実施されている方法で、今回は、バロウが灰ないし青、ジャメが緑、カンデが紫ないし黄だった。投票率は59.3%だった。投票日の翌日、選挙管理委員会は、75%開票時点で、53選挙区中、バロウの1位確定が22選挙区、得票が138,148票、ジャメの1位確定は14選挙区、126,587票との暫定結果を発表、さらに、同日中、同委員会は、バロウが263,515票 (45.54%)、ジャメが212,099票 (36.66%)、カンデが102,969票 (17.80%) で、バロウが当選したとの公式結果を発表した。ところが、同月5日、同委員会は、バセ行政区の投票総数をすべてバロウに算入し、他の2候補の獲得票をゼロにするという誤りが

⁴⁰ Kora and Darboe (2017) p.149; アムネステイ・インターナショナル; BBC (a); BBC (e); フォロヤア

⁴¹ Kora and Darboe (2017) p.149 and 151; ポイント (a); BBC (c); ロイター (a); ジョル・オブ・ニュース; ガンビア選挙管理委員会 (d)

⁴² Kora and Darboe (2017) p.153; カンバセーション; ロイター (b); ユーラクティブ

あったとして、上記票数を表6のように修正したが、当選者はバロウのままであった⁴³。

2016年12月2日、選挙結果が公表される前に、ジャメがバロウに電話し、当選を祝福した。バロウによれば、ジャメは「おめでとう。私は退任する大統領だ。あなたは就任する大統領だ」と述べた。同日のその後、ジャメは、テレビでの声明で、「世界中で最も透明性のある選挙で、結果を争うつもりはない」、「バロウの勝利を祝福する。それは明確な勝利だ。バロウに幸あれ。すべてのガンビア人に幸あれ。全能の神アラーを信じる真のムスリムとして、私はアラーの決定に異議を申し立てるようなことは絶対しない」と述べ、また、同テレビの映像で流れた電話での会話で、ジャメは「こんにちは。聞いているかい」とバロウに問いかけ、「あなたに幸あれ。1月には、国家はあなたの手の中にある。…あなたがガンビアの選出された大統領だ。私に悪意は一切ない。あなたに幸あれ」と述べた。これに対し、バロウは辞任を信じていると述べ、さらに、「権力は人民にある」と述べた。AUなどの国際監視団を含め、国際社会は選挙の過程と結果、及び、ジャメの敗北受け入れを承認した⁴⁴。

第4節 大統領選挙終了後の状況

2016年12月9日、ジャメは選挙結果の受け入れ拒否を表明した。これは、同月2～3日頃の政権移行チームの長であるファティ (Mai Ahmed Fatty) GMC党首 (後に内務大臣) や中心メンバーのタムバジャン (Fatoumata Jallow Tambajang) 「2016年連合」議長 (元保健・社会保障省次官、後に副大統領) による、ジャメは2017年1月の政権引き渡しから1年以内に起訴されるとの発言や同月5日の選挙管理委員会による選挙結果の修正が理由と思われる。ジャメは、国営テレビで、「私は選挙の過程で起きた重大で受け入れがたい異常な状態を残念に思う」、「私は、私が選挙結果を全面拒否し、それゆえ、選挙全体を無効にするとガンビア人に発表する」と不正投票を主張し、「独立・中立で、外国の影響から自由な独立選挙委員会の下で、すべてのガンビア人が投票できるよう再度の選挙を実施したい」と述べた。ジャメは、具体的には、一部の有権者の選挙人名簿への不掲載と投票の3分の1近くの不在者投票があり、これらは選挙過程からの排除と脅しの結果であると問題視した。しかし、現職大統領や与党ではなく、野党がこのような形で選挙に介入し、当選した事例はほとんど存在しない。また、ジャメは、候補者として、選挙の不正を主張しただけでなく、

大統領として、選挙の無効を宣言した。だが、これは、この後検討するように、大統領の権限ではない。したがって、国内外で、これは、ジャメが権力の非憲法的変更を示したものと受け止められた⁴⁵。

表7 2016年大統領選挙後の主な出来事

日付	出来事
2016年12月1日	大統領選挙
同月2日	ジャメがバロウに当選祝福の電話
同月2日	選挙管理委員会がバロウの当選を発表
同月5日	選挙管理委員会が大統領選挙の票数を修正
同月9日	ジャメが選挙結果の受け入れ拒否を表明
同月10日	ECOWAS委員会、AU委員会、UNOWASが「ガンビアの政治的進展に関するECOWAS、AU、UNOWASの共同声明」を发出
同月12日	AU平和安全保障理事会が声明を发出
同月13日	ジャメの命令に基づき、軍が選挙管理委員会のオフィスを襲撃
同月13日	APRCが最高裁判所に選挙結果に対する異議申立書を提出
同月13日	ECOWAS首脳団が仲介のためガンビアを訪問
同月17日	ECOWAS首脳会議が最終コミュニケを发出
同月21日	安保理が議長声明を发出
2017年1月10日	最高裁判所が聴聞の延期を発表
同月10～18日	副大統領など9人の閣僚が辞任
同月13日	AU平和安全保障理事会が声明を发出
同月13日	ECOWAS首脳団が仲介のため再度ガンビアを訪問
同月17日	ジャメが全土に非常事態を宣言
同月18日	国民議会がジャメの大統領としての任期を90日間延長
同月19日	バロウが在セネガルのガンビア大使館で大統領就任式を挙行
同月19日	セネガル、ナイジェリア、ガーナがガンビアに軍事介入
同月19日	安保理が決議を发出
同月20日	ジャメが退任を受諾
同月21日	ジャメが亡命
同月26日	バロウが帰国

(出所) 各種資料に基づいて、筆者が作成。

12月11日頃、ンジャイ選挙管理委員会委員長は、「選挙結果は正確で、何もそれを変えることはできない。裁判になれば、全投票を検認できる」と述べ、ジャメに対し、選挙結果を覆そうとの企てをとがめた。次いで、同月13日、軍は、ジャメの命令に基づき、選挙管理委員会のオフィスを襲撃、同委員会を自身の指揮下に置いた。これは権力の非憲法的変更のための措置であり、ジャメによるクーデタだと思われる。表に表れたこの2つの行動から、ジャメは、この時期、裏では、少なくとも言外

⁴³ Independent Electoral Commission(2017)；選挙パスポート；BBC (c)

⁴⁴ Kora and Darboe (2017) p.154；アフリカ・ニュース (a)；クオーツ・アフリカ (a)；ガーディアン (a)

⁴⁵ Kora and Darboe (2017) p.154；BBC (d)；ガーディアン (b)

に、同委員会に対し、ジャメ当選の宣言を出す、ないし、裁判所に提出する投票用紙を改竄するなどの圧力をかけ、同委員会がこれに応じず、両者は対立的になっていたと我々は推測している⁴⁶。

この時点で、ジャメに憲法遵守の意図がなかったかは明確でないが、少なくとも、選挙の無効宣言は自身に不利だと考えたと思われ、憲法の規定に沿った行動をとるようになる。すなわち、2016年12月13日、ジャメの所属政党APRCが、最高裁判所に、同党公認候補のジャメが敗れた12月1日の選挙結果に異議を申し立てる申立書を提出した。しかし、ガンビア国内には法学部などの法曹関係者の養成機関がなく、ガンビア人の同裁判所判事はいなかった。この時点で、最高裁判所には、ナイジェリアから派遣されていたファグベンレ (Emmanuel Fagbenle) 長官しか在籍しておらず、聴聞・判断のためには、他に4人の裁判官が必要だった。長官以外の判事は、毎年5月と11月、ナイジェリア、ガーナ、パキスタンなど英語圏諸国から派遣してもらっていた。ガンビア政府は、選挙よりも前の2016年8月、ナイジェリアとシエラレオネに裁判官の派遣を要請していた。憲法第125条1項は「…最高裁判所は… (a) 裁判長と (b) 少なくとも他の4人の最高裁判所判事によって構成される」と、同第138条1項は「最高裁判所長官は、司法機関委員会との協議後、大統領によって任命される」と、同2項は「特別犯罪裁判所判事を除いた、その他すべての上級裁判所判事は、司法機関委員会の推薦に基づいて、大統領によって任命される」と規定している。また、ジャメは、同裁判所が自身に批判的だと考えていたため、これは2015年6月以降開廷されておらず、設定された2017年1月10日に聴聞を行うことは不可能だった。その結果、手続きは遅れ、結局、裁定が示されることはなかった。2017年1月10日、同裁判所が聴聞の延期を発表した時、ファグベンレは、ガンビア政府は最近も改めてナイジェリアとシエラレオネに裁判官の派遣を要請したが、両国の司法府は、各々、通常司法期間である5月と11月ではなく、1月という時期が不都合だとの書面を彼に送付してきたと発言している。なお、ジャメは、任期満了にかかわらず、同裁判所が裁定を出すまで、大統領を退陣しないと表明していた⁴⁷。

APRCによる申し立てに関し、憲法の規定をみていこう。まず、第43条2項は、選挙管理委員会に関し、「委

員会は責任を負うすべての選挙と国民投票の結果を公表する」と規定し、選挙結果を確定させる。次に、第49条は「大統領選挙に参加した登録された政党、または、同選挙に参加した無所属候補は、選挙結果の宣言から10日以内に、申立書を提出することにより、大統領選挙の効力の裁定を最高裁判所に申し立て得る」と規定している。すなわち、最高裁判所は、選挙管理委員会の当選決定の承認ではなく、必要ならば、選挙の無効を裁定するのである。したがって、大統領就任予定日に、第49条に係る裁定が未決でも、これをもって、就任が妨げられることはない。また、この問題の解決に関し、大統領と国民議会はいかなる権能も持たない。セネガルなど世界のいくつかの国でみられるような選挙結果の確定に司法機関の承認を要する政治制度ならば、ジャメは、この未決を理由に、大統領に留まれたから、情勢は実際とは異なったものとなった。

このような状況に対する反応を国内と国外に分けてみていく。まず、国内の反応である。2016年12月10日、バロウは、ジャメが選挙結果を否定する憲法上の権限を一切持っていないと発言、同月7日、バロウの報道官は、バッジ (Ousman Badjie) 軍総司令官がバロウへの忠誠を約束したと述べた。だが、その発言の真偽は確認されておらず、2017年1月、バッジはジャメ支持を表明した。また、ガンビア法曹協会 (Gambian Bar Association)、ガンビア教員組合 (Gambia Teachers Union) などの労働組合、ジャーナリストなど多くの市民社会組織がジャメの言動を非難し、任期満了での退陣を要求した。2016年12月12日、ガンビア法曹協会が、声明で、「ジャメ大統領による異議申し立ての審理のために、辞める同大統領によって選出される最高裁判所は根本的に汚れている」と指摘した。同月13日、ガンビア教員組合は、ジャメによる退陣拒否を「全ガンビア人の生命を間違いなく危険にさらす混沌と無秩序の元」と呼んだ。同月14日、ジャメの下で最も激しく弾圧されたガンビア出版組合 (Gambian Press Union) は、「落選は受け入れられた。したがって、撤回の余地はない」ので、ジャメは退陣しなければならないと述べた。同月15日、輸送組合、医療組合、商工会議所が、各々、声明を出して、これらに呼応した⁴⁸。

国内政治においては、「脅し (intimidation)」と「恐れ (fear)」が重要だった。脅しとはジャメを中心とした政府からの逮捕、強制失踪などの弾圧の脅しである。恐れとは国民がこれを恐れることである。この相互作用により、過去20年余のガンビア政治は機能してきた。しかし、この相互作用は、2016年には、弛緩していた。第1

⁴⁶ Kora and Darboe (2017) p.154; カンバセーション; ロイター (d); ガーディアン (c); バンガード

⁴⁷ Kora and Darboe (2017) p.154; カンバセーション; ロイター (d); ガーディアン (c); バンガード; プレミアム・タイムス (a); ロイター (f); ニューズ・ウィーク (b)

⁴⁸ インディペンデント; ロイター (c); ロイター (e); トウチューブ

に、4月のデモはこの弛緩を示している。この時点では恐れが低下したというよりは、政治経済情勢の悪化により、恐れがあっても、行動せざるを得ないほどに国民が追い込まれていたと思われる。第2に、選挙結果はさらなる弛緩を示している。過去の選挙に関する状況を含めて検討すれば、選挙前暴力や選挙不正は存在し、それはジャメに有利に働いたと思われる。にもかかわらず、国民は、少なくとも、選挙結果として示されたほどにバロウを支持した。さらに、選挙管理委員会は、このような選挙結果を歪めて、ジャメの当選を宣言するほどには、この相互作用の影響下にはなかった。すなわち、選挙の時点で、ジャメの脅しの効果は低下していた。第3に、選挙後には、この相互作用はほぼなくなっていた。12月12日、ベンズーダ（Aziz Bensouda）ガンビア法曹協会事務局長は、同協会の集会で、選挙結果が出た時、多くのガンビア人がバンジュールの通りに出て、バロウの当選を祝福したことを挙げて、「恐れのために、我々はあまりにも長い間屈服し、困難に立ち向かわなかった。ジャメが敗れた時、それはすべての者を団結させた」、「脅しは機能しなかった。結局、誰も何も恐れなかった」と述べている⁴⁹。

第5節 国際社会の関与と問題の解決

次いで、国際社会の反応である。これはセネガル、ECOWAS、AU、安保理の4層で構成される。これらは連携して、事態に対応した。各機関の決議、宣言などが出る順番にルールがあるわけではないが、ECOWASはAUと安保理の、AUは安保理の承認が自身の議決内容の正当性を高めると考え、行動、特に、軍事行動の前提条件としてと思われる⁵⁰。まず、2016年12月10日、安保理非常任理事国だったセネガルが安保理に緊急集会を要請した。また、同日、ECOWAS委員会、AU委員会、国連西アフリカ・サヘル事務所（UNOWAS）が「ガンビアの政治的進展に関するECOWAS、AU、国連（UNOWAS [国連西アフリカ・サヘル事務所]）の共同声明」を出している。これは、「投票結果が尊重され、バロウ大統領当選者とすべてのガンビア市民の安全が十分に確保されることが重要である。ECOWAS、AU、国連は、ガンビアの利害関係者に、…憲法の制限内で退任する政権から大統領当選者への平和的移行と秩序ある権力移譲に貢献するよう要請する」と表明した。さらに、同日、安保理が報道声明を発出した。ここで、安保理は、

⁴⁹ BBC (e) ; ロイター (e)

⁵⁰ 国連、AU、準地域機構の連携に関しては、以下を参照。滝澤美佐子 (2010) 169～194頁；落合雄彦・セドリック・ドゥ・コニング (2019) 211～235頁；落合雄彦・ダニエル・バック (2019) 236～254頁。

12月1日（ママ、正しくは2日）に選挙管理委員会によって宣言された公式の選挙結果を拒否し、新たな選挙を要求する12月9日のジャメによる声明を強く非難し、ジャメに、12月2日にしたように、主権者であるガンビア国民の選択を尊重し、条件や不当な遅延なしに、大統領選挙で当選したバロウに権力を移行するよう要請した⁵¹。

次いで、12月12日、AU平和安全保障理事会は、「政府の非憲法的変更に対するAUの全面的拒絶に関するAU憲法と「民主主義、選挙、ガバナンスに関するアフリカ憲章」の関連規定、特に、同憲章第23条4項に規定される、自由で、公正で、定期的な選挙に勝利した政党や候補者への現政府による権力の引き渡しの拒絶、を想起」（5項）し、「いったん敗北を認めた後、退陣する大統領が2016年12月1日の大統領選挙の結果を認めないとした2016年12月9日の声明に、強い懸念を持って、留意」（6項）し、「2016年12月1日にガンビアで実施された大統領選挙の結果、すなわち、ガンビア国民の意思と選択の明確な表明、を無効にしたり、変更したりしようとする一切の試みを断固として拒絶する。この観点で、理事会は、ガンビアにおける民主主義の成熟を歓迎し、バロウ大統領当選者を祝福した2016年12月2日発出のスピーチの文言と精神を維持するようジャメに要請」（7項）し、「同国国民により決定されたように、ガンビア新大統領への平和裏で、秩序正しい権力移譲の促進のために協働するようガンビア政府とその他のすべての利害関係者に要請」（8項）し、「AU議長に率いられ、AUの各地域からの各々1人の代表を含むハイ・レベル代表団の可能な限り早期のガンビア訪問を促」（11項a）し、「2016年12月1日にガンビア国民によって表明された意思と願望に対する尊重と遵守という観点で、AUの関連する法律文書に沿って、必要なあらゆる措置を講ずるとのAUの決定を強調する」（12項）との声明を発表した。内容をまとめると、まず、同理事会は、この段階で、ジャメの行動を非難していないが、事実上、ジャメに任期末での退陣を求めている。次いで、5項と12項の関係をみる。アフリカ憲法（2000年採択、2001年発効）の諸規定の中で、ここで、特に重要なのは、第4条（原則）の「連合は次の原則に従い活動する。…（p）政府の非憲法的変更に対する糾弾と拒絶」である。また、「民主主義、選挙、ガバナンスに関するアフリカ憲章」第23条4項（2007年採択、2012年発効）は「締約国は、権力の獲得ないし維持のための次のような非合法的な手段の使用は政府の非憲法的変更を構成し、連合による適切な制裁を引き起こすことに合意する…4. 現政府による自由で、公正で、定期的な選挙に勝利した政党や候補者への

⁵¹ ECOWAS ; 国際連合

権力の引き渡しの拒絶」と規定している。すなわち、ジャメが権力の引き渡しを拒絶した場合、AUがガンビアを制裁する可能性があるとししている。さらに、「必要なあらゆる措置を講ずる」と示すことにより、軍事介入の可能性を示唆している⁵²。

実際には、仲介は「ECOWAS・国連上級派遣団 (ECOWAS/UN High-Level Delegation)」によって開始された。これは形式的には、ECOWASと国連の合同、実質的には、ECOWAS単独によるものである。12月13日、ECOWAS首脳団 (サリフ・リベリア大統領兼 ECOWAS首脳会議議長が議長) がジャメと会談した。これにはブハリ・ナイジェリア大統領、コロマ・シエラレオネ大統領、マハマ・ガーナ大統領も参加した。また、同月14日、潘基文国連事務総長が、ガンビア軍による選挙管理委員会の敷地の奪取を非難し、軍と治安部隊に対し、直ちに同委員会から立ち退き、権力の平和的移行への取り組みを危うくしかねない更なるいかなる行動をも控えるよう要求した⁵³。

さらに、同年12月17日、ECOWAS首脳会議 (アブジャ [ナイジェリア]) の最終コミュニケは、「首脳会議は、ジャメ大統領に対し、選挙結果を受け入れ、大統領当選者への権力の平和的移行を危うくするようないかなる行動も抑制するよう要請する」と述べ、また、38項で、「国家元首及び執政府の長は、さらに、次のことに合意した。

- a) ガンビア共和国の2016年12月1日の選挙結果に対する支持
- b) バロウ大統領当選者の安全と保護の保障
- c) ガンビア憲法に従い、2017年1月19日に即位するバロウ大統領当選者の就任式への国家元首の出席
- d) 政府と野党連合に対し、国民統合を維持するために自制を示すことを要請
- e) 2016年12月1日の大統領選挙の結果により表明されたガンビア国民の意思の尊重
- f) ブハリ・ナイジェリア大統領兼軍最高司令官とマハマ・ガーナ大統領は、共同議長として、ガンビアで仲介を行う。仲介プロセスは首脳会議により合意された条件に基づいて行われる。
- g) ガンビアに関してなされたすべての決定に対するAUと国連の承認を要請し、必要とされる技術支援の提供を含むECOWASの仲介の取り組みに対するそれらの支援も要請
- h) 首脳会議は2016年12月1日の結果を厳格に実施す

るために必要なあらゆる措置を講ずる」と続けた。同首脳会議は、選挙結果を受け入れないとのジャメの決定を非難してはいないが、その受け入れを求めている。また、38項c)は新たに出てきた言説であり、注目される。さらに、同項h)はECOWASのガンビアに対する軍事介入の可能性を示唆している。また、同日、ECOWASはガンビアへのECOWAS軍事介入団 (ECOWAS Military Intervention Group, ECOMIG、以下、「ECOMIG」と記述)の派遣を決定した。この決定は上記38項h)を根拠としていると思われる⁵⁴。

同年12月21日、安保理が議長声明を発出した。その内容は、「安保理理事国は、退任するジャメ大統領と関連するガンビア政府機関に、2016年12月1日の大統領選挙の結果を十分に尊重し、ガンビア国民の意思を尊重し、平和的で、秩序だった移行過程を実行し、ガンビア憲法に従って、2017年1月19日までにバロウ大統領当選者に権力が移譲されるよう要請する。さらに、安保理は、1月19日のバンジュールでのバロウ大統領当選者の就任式に出席するとのECOWAS首脳会議の決定を歓迎する」とともに、「2016年12月12日のAU平和安全保障理事会のコミュニケと同月17日のECOWAS首脳会議の最終コミュニケのガンビアの政治情勢に関する決定とAUがバロウをガンビアの大統領当選者と認識したことを安保理は歓迎し、これによって勇気づけられた」と述べ、ジャメに任期末での退陣を求め、これが適わない場合の、両コミュニケで示唆されたECOWASのガンビアに対する軍事介入の容認を示唆している⁵⁵。

2017年1月13日、ブハリ・ナイジェリア大統領兼ECOWAS仲介者を団長とするECOWAS首脳団が、再度、ガンビアを訪問し、ジャメに対し、任期満了時に退陣するよう説得を試みたが、成功しなかった。この時期においても、ジャメは最高裁判所の裁定が出るまで退陣しないと主張していた⁵⁶。

同年1月13日、AU平和安全保障理事会は、「ガンビア国民の意思尊重を確保するために必要なあらゆる手段を講ずることの検討を含む、2016年12月17日のアブジャで実施された第50回ECOWAS首脳会議で採択された決定に対するその全面的な支持を表明」(3項)し、「理事会はアフリカにおけるクーデタや政府の非憲法的変更に対するAUの不寛容政策を、断固として、改めて表明」(5項i))し、「さらに、退任する大統領であるジャメは、2017年1月19日の時点で、AUにより、ガンビア共和国の正当な大統領と認識されなくなると宣言する」(5項

⁵² Peace and Security Council of African Union (2016)

⁵³ Security Council of United Nations (2016) p.1 ; クオーツ・アフリカ (b) ; クオーツ・アフリカ (c) ; アルジャジーラ (a)

⁵⁴ Economic Community of West African States (2016) ; ポイント (b)

⁵⁵ Security Council of United Nations (2016) p.1.

⁵⁶ BBC (h)

ii) との声明を発表した。この段階で、国連安保理や AU は ECOWAS のガンビアに対する軍事介入を事実上容認している。また、5 項 ii) の言説は、これらの機関の公式文書に初めて出てきたものである⁵⁷。

国内に話を戻そう。2016 年 12 月 30 日、ンジャイ選挙管理委員会委員長は、ジャメ政権による迫害を恐れて、セネガルに出国した⁵⁸。

2017 年 1 月 10 日、最高裁判所は、裁判官の不足を理由に、裁定を出すための関係者の聴聞を同年 5 月まで延期すると発表した。これを受けて、同日、ジャメは、「最高裁判所だけが我々の申し立てを審査でき、最高裁判所だけが、誰が大統領かを宣言できる」と述べた上で、大統領としての自身の任期を 4 が月間延長すると表明した。また、同日 12 日、ジャメの所属政党である APRC は、選挙に関する申し立ての結果が出るまで、バロウの就任を認めないよう最高裁判所に仮処分の申し立てをした。しかし、同日 16 日、最高裁判所は同申し立てに関する聴聞をしないと決定、すなわち、申し立てを却下した。その後、ジャメは任期延長という目的を維持したまま、その手段を変更したと思われる。2017 年 1 月 17 日、国民議会は、AU とセネガルによるガンビア内政への「違法で敵対的な介入」を非難する動議を可決した。同日のその後、ジャメは、国営テレビ・ラジオでの演説で、「私は、ここに、ガンビア全土に、非常事態を宣言する。なぜならば、状況の継続が容認されれば、非常事態に至り得る状況が存在するからである。宣言は、12 月の大統領選挙とガンビアの国内問題への前例のない、異常な程の外国の介入と我が国の主権、平和、安全、安定を脅かす不当な敵意に満ちた雰囲気により余儀なくされた」と述べて、非常事態宣言を発令した。この時点で、ナイジェリアが、ガンビア沖に、軍艦を派遣していた。非常事態宣言に関する憲法の規定をみてみよう。第 34 条の 1 項は、「大統領は、いつでも、官報での布告により、以下を宣言できる。a. ガンビア全土、ないし、その一部での非常事態の存在、b. 状況の継続が容認されれば、非常事態に至り得る状況の存在」と、2 項は、「…それは国民議会の全議員の少なくとも 3 分の 2 により支持された決議により承認される」と、3 項は、「1 項に基づいてなされた宣言は、いつでも、官報での布告により、大統領によって取り消し得る」と、5 項は、「本条のために議決された国民議会の決議は…90 日間、ないし、そこで特定されたより短い期間、効力を持つ」と規定している。また、第 35 条 1 項は、「非常事態期間のいつでも、ガンビアに存する状況を処理するために正当と認められる措置は、国民議会の決定により、承認される」と規定している。非

常事態宣言を受けて、同日 18 日、ジャッタ (Fabakary Jatta) APRC 院内総務が非常事態宣言に係る動議を国民議院に提出、国民議会はこれを可決した。また、同議会はジャメの任期満了日である同日、ジャメの大統領としての任期を 90 日間延長する決議を可決した⁵⁹。

バロウの大統領就任日が近づくと、軍はバンジュールやその他の都市に治安部隊を配備したが、市民と治安部隊の衝突は起きなかった。一方、メディアに対する抑圧は続き、多くの野党支持者が逮捕された。その結果、数万人が、暴力の発生をおそれて、地方やセネガルに避難した。一方、この時期、大臣等の辞任が相次いだ。2017 年 1 月 10 日、ボジャン (Sheriff Bojang) 情報大臣が、ジャメが大統領選挙の敗北を認めないことに抗議するとして、辞任し、同日、セネガルに出国した。同日、アリユー・ジャメ (Aliou Jammeh) 青年・スポーツ大臣も辞任した。また、同日 17 日、マクドール＝ガイ (Neneh MacDouall-Gaye) 外務大臣、コレ (Abdou Kolley) 財務大臣、ジョベ (Abdou Jobe) 通産・地域統合・雇用大臣、ジャジュ (Pa Ousman Jarju) 環境・気候変動・公園・野生生物大臣、セイ (Omar Sey) 保健大臣の 5 大臣が辞任した。さらに、ジャメの任期満了日である同日 18 日、ンジェ＝サイディ (Isatou Njie-Saidy) 副大統領、センゴール (Abubacar Senghore) 高等教育・研究・科学・技術兼宗教大臣、ロバーツ (Benjamin Roberts) 観光・文化大臣兼財務大臣が辞任するなどジャメ離れが進んだ⁶⁰。

2016 年 12 月 14 日にセネガルに避難していたバロウは、2017 年 1 月 19 日、在セネガルのガンビア大使館で大統領就任式を挙行した。なお、バロウのセネガル滞在は、サリーフ ECOWAS 首脳会議議長がサル・セネガル大統領に要請し、実現したものである。また、同日、ECOWAS に加盟するセネガル、ナイジェリア、ガーナがガンビアに軍事介入、ジャメに出国を要求した。しかし、同日の時点で、ジャメは出国に同意しなかった。翌 20 日、コンデ・ギニア大統領とアブデルアジーズ・モリタニア大統領の仲介により、ジャメは退任を受け入れた。さらに、翌 21 日、ジャメは国営テレビで退任を表明、ギニア経由で、赤道ギニアに亡命した。なお、ガンビアに軍事介入した ECOMIG もガンビア軍も交戦の意思はなかったようであり、実際、交戦はなかった⁶¹。

国際社会に話を戻そう。2017 年 1 月 19 日、安保理は決議を発出した。これは、AU の「『民主主義、選挙、ガ

⁵⁷ Peace and Security Council of African Union (2017)

⁵⁸ BBC (f) ; ニュース・ウィーク (a)

⁵⁹ クオーツ・アフリカ (d) ; BBC (i) ; TRT ワールド ; ガーディアン (d) ; ネーション ; プレミアム・タイムス (b)

⁶⁰ Kora and Darboe (2017) p.155; BBC (g) ; アルジャジーラ (b) ; ガーディアン (d) ; アフリカ・ニュース (b)

バランスに関するアフリカ憲章』第23条4項の規定とECOWASの『民主主義とグッド・ガバナンスに関する議定書』の諸規定を想起し、「12月1日の選挙結果を認めないとの12月9日のジャメ前大統領の声明、2016年12月13日のガンビア軍による選挙管理委員会の占拠、2017年1月18日の、ジャメ大統領の任期を3か月間延長しようとする議会の企てを強く非難」し、「ガンビア国民の意思と選挙過程の無謬を侵害しようとする企てを最も強い言葉で非難」し、「非常事態を宣言することにより、バロウ大統領への平和裏で、秩序ある権力移譲を妨害しようとする企てを非難」し、「退陣した大統領であるジャメは、2017年1月19日の時点で、AUにより、ガンビア共和国の正当な大統領と認識されなくなるとの2017年1月13日に開催された第647回AU平和安全保障理事会の宣言を賞賛」し、「バロウをガンビア大統領と認識するECOWASとAUの決定を是認」(2項)し、「権力移譲を実現しようとするバロウの取り組みに協力するよう地域の国々や関連する地域機関に要請」(3項)し、「退任する大統領であるジャメは、2017年1月19日の時点で、AUにより、ガンビア共和国の正当な大統領と認識されなくなるとさらに宣言しているAU平和安全保障理事会の決定をさらに歓迎」(5項)し、「12月1日選挙の結果に表明されたガンビア国民の意思尊重を、まず政治的手段で、確保するとのECOWASのコミットメントに関し、ECOWASへの完全なる支持を表明」(6項)した⁶²。「民主主義、選挙、ガバナンスに関するアフリカ憲章」第23条4項は先に示したとおりである。また、「民主主義とグッド・ガバナンスに関する議定書」の規定の中で、重要なのは、「以下は全加盟国により共有された基本原則として宣言される。…c) 非憲法的手段により獲得しないし維持された権力への不寛容」(第1条)、「選挙で敗れた政党および/あるいは候補者は、ガイドラインに従い、法で規定された期限内に、最終的に勝者と宣言された政党および/あるいは候補者に対する敗北を受け入れなければならない」(第9条)である。決議6項は「まず政治的手段で (by political means first)」が重要である。「まず」という表現は「次に (second)」を想定していると解釈され、それは軍事介入を含む制裁的手段だと思われる。また、決議はジャメを前大統領、バロウを大統領と呼んでいる。

セネガルなどの軍事介入は、先に示したECOWASの決定とともに、バロウの要請を根拠としたと思われる。そして、AU・安保理などその他の機関はECOWASのガンビアに対する軍事介入に対する容認を示唆していた

⁶¹ Kora and Darboe (2017) p.155; ボイス・オブ・アメリカ

⁶² Security Council of United Nations (2017)

ものの、ECOWASはバロウの大統領就任とその後の軍事介入要請を当初からの戦略としていたと思われる。また、これら機関は、ジャメの選挙結果に対する拒絶表明から、最高裁判所の判断を待たずに、選挙結果を揺るぎない事実として扱い、バロウの大統領就任が適切であるとの考えを表明した。

2017年1月21日、ECOWAS、AU、国連は合同宣言を發出し、「本宣言に従い、ECOWASはガンビアにおけるいかなる軍事活動も停止し、危機の平和的・政治的解決を引き続き追求する」と述べた⁶³。

2017年1月26日、バロウはガンビアに帰国した。この時点で、同国には約2,500人のECOMIGが駐留していたが、バロウは同日から6か月間の駐留をECOWASに要請した。同月28日、同国は国名を「ガンビア・イスラム共和国」から「ガンビア共和国」に変更した。同年2月14日、ガンビアはイギリス連邦に復帰する手続きを開始、2018年2月8日に復帰した。2017年2月18日、バロウは、改めて、バンジュールで就任式を挙行了した。同月8日、ECOWASはガンビアへ派遣しているECOMIGの派遣の3か月間の延長を決定した。この時、ガンビア政府は「ガンビア共和国大統領として効果的な権力行使のために必要な状態が満たされるまで、バロウ大統領兼ガンビア軍総司令官に引き続き貢献することがECOMIGの任務である」と述べている⁶⁴。

おわりに

議論を整理し、結論を示そう。我々は、まず、バーチャードに従い、アフリカの選挙暴力を概観した。それによれば、国政選挙の過半数は選挙暴力を伴い、大半の国家が選挙暴力を経験している。すなわち、アフリカにおいて、選挙暴力は、例外ではなく、一般的な現象である。選挙暴力の大半は選挙前暴力であり、その主体は政府・与党が中心である。選挙全体に占める選挙暴力の割合は、大統領選挙と議会選挙、相対多数制と絶対多数制などの選挙制度により異なる。これは選挙制度を工夫することにより、選挙暴力を抑制できる可能性を示唆している。

次いで、本稿では、選挙暴力と民主主義の関係について検討した。その結果、より非民主的な国家群ほど、政治暴力を経験する頻度が高いことが明らかとなった。また、権威主義体制では、多選された大統領が多く、分析の対象とした期間に、既に2選以上していた大統領が落

⁶³ *Joint Declaration by the Economic Community of West African States, the African Union and the United Nations on the Political Situation of the Islamic Republic of the Gambia* (2017)

⁶⁴ ポイント (b)

選した事例は2016年のガンビアのみだった。

そこで、本稿はガンビアの状況を詳細に検討した。まず、選挙で、現職大統領が敗れ、新人が勝利した理由は2つある。その1つは、ほぼすべての野党が選挙協力を行ったことである。ガンビアでは野党による選挙協力が繰り返されていた。これは大統領選挙と議会選挙が同時に行われないという選挙制度により可能となった。他の1つは、「投票所での開票」が採用されたことである。これまでの選挙同様、本選挙でも、政府・与党による選挙暴力はみられた。そのため、我々は有権者の投票行動に大きな変化があったとは考えていない。変化したのは開票の透明性である。開票の透明性が格段に改善した結果、ほぼ有権者の投票数通りの開票数が記録されたと思われる。

大統領選挙で当選すれば、必然的に、大統領に就任できるわけではない。多くの場合、パーチャードが破壊的暴力と呼ぶ選挙結果の変更を敗者は求める。ガンビアの場合もそうだった。これを乗り越えて、バロウが大統領に就任し得たのは、第1に、この実現に対し、政治制度が有利に働いた。大統領の当選は選挙管理委員会の公式発表で確定する。敗者は最高裁判所に異議申し立てを行い得るが、これをもって、大統領当選者の就任が妨げられるわけではない。また、ガンビアには法曹関係者の養成機関がないという特殊事情から、裁判官を主に派遣していたECOWAS諸国が大統領就任日まで裁判官を派遣しない実質的な権限を持つこととなった。第2に、主要なアクターの行動である。選挙後、ンジャイ選挙管理委員長やファグベンレ最高裁判所長官は選挙結果の変更に協力するよう、ジャメから強い圧力を受けたと思われるが、法の遵守を継続した。第3に、市民の行動である。市民は、選挙後も、非暴力を継続した。これは、ジャメが大規模な抑圧に出ることを抑制した。第4に、国際社会の関与である。AUやECOWASは「政府の非憲法的变化」の拒絶というルールを徹底し、安保理がこれを支持したことにより、小国であるガンビアは追い詰められた。

参考文献・ウェブサイト一覧

参考文献

- 落合雄彦・セドリック・ドゥ・コニング「アフリカ連合」(落合雄彦編『アフリカ安全保障論入門』晃洋書房、2019年)211~235頁。
- 落合雄彦・ダニエル・バック「地域経済共同体」(落合雄彦編『アフリカ安全保障論入門』晃洋書房、2019年)236~254頁。
- 鈴木亨尚(2017)「副大統領をめぐる政治—アフリカを中心として—」(『アジア研究所紀要』第43号)45~131頁。

- 鈴木亨尚(2019)「首相公選制と民主主義—ガンビアを中心として—」(『清和法学研究』第24巻第1号)45~89頁。
- 滝澤美佐子「紛争解決における国連とアフリカの地域機構」(川端正久・武内進一・落合雄彦編『紛争解決—アフリカの経験と展望』ミネルヴァ書房、2010年)169~194頁。
- 津田みわ(2008)「2007年ケニア総選挙後の危機」(『アフリカレポート』No.47)3~8頁。
- 津田みわ(2010a)「「2007年選挙後暴力」後のケニア—暫定憲法枠組みの成立と課題—」(『アフリカレポート』No.50)10~15頁。
- 津田みわ(2010b)「ケニアにおける憲法改正問題と「選挙後暴力」—2008年以後の動きを中心に—」(佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』アジア経済研究所)67~87頁。
- A.O.ハーシュマン(2005)著、矢野修一訳『離脱・発言・忠誠：企業・組織・国家における衰退への反逆』ミネルヴァ書房。
- 藤井広重(2022)「ケニアにおける司法化する選挙と2022年大統領選挙の行方—司法化の進捗は選挙暴力を防ぐのか—」(『アフリカレポート』No.60)7~18頁。
- 松田素二(2010)「理不尽な集合暴力はいかにして裁かれるか」(『アフリカレポート』No.50)3~9頁。
- 松田素二(2011)「理不尽な集合暴力は誰がどのように裁くことができるか—ケニア選挙後暴動の事例から—」(『フォーラム現代社会学』10巻)37~49頁。
- 松田素二(2013)「暴動を予防する身体—ナイロビにおける2007-2008選挙後暴力の事例から」(菅原和孝編『身体化の人類学—認知・記憶・言語・他者』世界思想社)397~419頁。
- 山田紀彦(2015)「独裁体制における議会と正当性」(山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性：中国、ラオス、ベトナム、カンボジア』日本貿易振興機構アジア経済研究所)3~34頁。

- Birch, Sarah, Ursula Daxecker, and Kristine Ho (2020), "Electoral Violence: An Introduction," *Journal of Peace Research*, Vol. 57, Issue 1, pp.3-14.
- Birch, Sarah and David Muchlinski (2017), "Electoral Violence: Patterns and Trends," in Holly Ann Garnett and Margarita Zavadskaya, eds., *Electoral Integrity and Political Regime I* (London: Routledge), pp.100-112.
- Burchard, Stephanie M. (2015), *Electoral Violence in Sub-Saharan Africa: Causes and Consequences* (Boulder: First Forum Press).
- Dahl, Robert A.(1971), *Polyarchy: Participation and Op-*

- position* (New Haven: Yale University Press) [高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981年].
- Daxecker, Ursula, Elio Amecarelli and Alexander Jung (2019), "Electoral Contention and Violence (ECAV): A New Dataset," *Journal of Peace Research*, Vol. 56, Issue 5, pp.714-723.
- Economic Community of West African States (2016), *Final Communique of Fiftieth Ordinary Session of the ECOWAS Authority of Heads of States and Government*, 17 December.
- Freedom House (2017), *Freedom in the World 2017*.
- Freedom House (2020), *Freedom in the World 2020*.
- Freedom House (2022), *Freedom in the World 2022*.
- Independent Electoral Commission (2017), *1st December 2016 President Election Final Results by Constituencies*, February 22.
- Joint Declaration by the Economic Community of West African States, the African Union and the United Nations on the Political Situation of the Islamic Republic of the Gambia* (2017), 21 January.
- Kora, Sheriff and Momodou Darboe (2017), "The Gambia's Electoral Earthquake," *Journal of Democracy*, Vol. 28, No. 2, April, pp.147-156.
- Lindberg, Staffan I., ed.(2009), *Democracy by Elections: A New Model of Transition* (Baltimore: Johns Hopkins University).
- Linz, Juan Jose (1975), "Totalitarianism and Authoritarian Regimes," in Fred Greenstein and Nelson Polsby, eds., *Handbook of Political Science, Vol. 3, Macropolitical Theory* (Reading, Mass.: Addison-Wesley Press) pp.175-411 [高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年].
- Peace and Security Council of African Union (2016), *Communique*, 12 December.
- Peace and Security Council of African Union (2017), *Communique*, 13 January.
- Norris, Pippa, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma (2015a), "Contentious Elections: From Votes to Violence," in Pippa Norris, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma, eds., *Contentious Elections: From Ballots to Barricades* (New York: Routledge), pp.1-21.
- Norris, Pippa, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma (2015b), "The Risk of Contentious Elections," in Pippa Norris, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma, eds., *Contentious Elections: From Ballots to Barricades* (New York: Routledge), pp.133-150.
- Security Council of United Nations (2016), *Statement by the President of the Security Council*, 21 December.
- Security Council of United Nations (2017), *Resolution 2337(2017)*, 19 January.
- ウェブサイト
- アフリカ選挙データベース <http://africanelections.tripod.com/>
- アフリカ・ニュース (a) <https://www.africanews.com/2016/12/03/video-and-transcript-jammeh-s-concession-to-adama-barrow/>
- アフリカ・ニュース (b) <https://www.africanews.com/2017/01/18/gambia-s-vice-president-resigns-a-day-before-contested-inauguration/>
- アムネスティ・インターナショナル <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/04/gambia-death-in-detention-of-key-political-activist/>
- アルジャジーラ (a) <https://www.aljazeera.com/news/2016/12/gambia-president-jammeh-step-161214135812401.html>
- アルジャジーラ (b) <https://www.aljazeera.com/news/2017/01/gambia-ministers-resign-jammeh-government-170117081811506.html>
- インディペンデント <https://www.independent.co.uk/news/world/africa/soldiers-gambia-president-yahya-jammeh-rejects-election-result-a7467906.html>
- ECOWAS <https://www.ecowas.int/ecowas-african-union-and-un-statement-on-the-political-developments-in-the-gambia/>
- オール・アフリカ (a) <https://allafrica.com/stories/201609090835.html>
- オール・アフリカ (b) <https://allafrica.com/stories/202011110219.html>
- ガーディアン (a) <https://www.theguardian.com/world/2016/dec/02/the-gambia-president-jammeh-concede-defeat-in-election>
- ガーディアン (b) <https://www.theguardian.com/world/2016/dec/10/gambian-president-rejects-election-results-yahya-jammeh-adama-barrow>
- ガーディアン (c) <https://www.theguardian.com/world/2016/dec/13/gambian-military-takes-over-offices-of-electoral-commission-yahya-jammeh>
- ガーディアン (d) <https://www.theguardian.com/world/2017/jan/17/gambian-president-declares-state-of-emergency-before-opponent-is-sworn-in>
- 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canbascension>
- カンバセーション <https://theconversation.com/how-the-gambia-is-testing-west-africas-resolve-to-protect-democracy-71173>
- ガンビア選挙管理委員会 (a) <http://iec.gm/download/>

ガンビア選挙管理委員会 (b) <https://iec.gm/voting/counting-procedures/>
 ガンビア選挙管理委員会 (c) <http://iec.gm/voting/national-assembly-results/>
 ガンビア選挙管理委員会 (d) <http://iec.gm/resignation-of-mr-adama-barrow-as-member-of-united-democratic-party-udp/>
 クオーツ・アフリカ (a) <https://qz.com/africa/851490/gambias-yahya-jammeh-in-power-for-22-years-has-lost-the-presidency/>
 クオーツ・アフリカ (b) <https://qz.com/africa/862074/nigerias-buhari-ghanas-mahama-and-liberias-sirleaf-try-to-persuade-gambias-yahya-jammeh-to-step-down/>
 クオーツ・アフリカ (c) <https://qz.com/africa/862713/a-visit-by-west-african-ecowas-leaders-to-get-gambias-jammeh-to-step-down-did-not-go-as-planned/>
 クオーツ・アフリカ (d) <https://qz.com/africa/883784/gambias-yahya-jammeh-wants-to-stay-in-office-until-a-supreme-court-election-ruling-thats-not-due-till-may/>
 グローバル・エコノミー https://www.theglobaleconomy.com/Gambia/Youth_unemployment/
 国際連合 <https://www.un.org/press/en/2016/sc12616.doc.htm>
 国境なき記者団 <https://rsf.org/en/gambia>
 ジョル・オブ・ニュース <https://www.jollofnews.com/>
 世界銀行 (a) https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=GM&name_desc=false
 世界銀行 (b) <https://data.worldbank.org/indicator/SL.UEM.TOTL.ZS?locations=GM>
 選挙パスポート www.electionpassport.com/electoral-systems/the-gambia/
 TRT ワールド <https://www.trtworld.com/mea/citizens-flee-as-gambias-president-declares-state-of-emergency-277439>
 トウチューブ https://www.toutube.com/watch?v=Y3U_1n2_J5g
 トランスパアレンシー・インターナショナル <https://www.transparency.org/country/GMB>
 ニューズ・ウィーク (a) <https://www.newsweek.com/gambia-electoral-commission-chief-flees-country-after-disputed-election-result-538415>
 ニューズ・ウィーク (b) <https://www.newsweek.com/gambia-supreme-court-delays-president-jammeh-election-challenge-541442>
 ネーション <https://www.nation.co.ke/news/africa/gambia-jammeh-lawyer-file-injunction-court-bar-swear-ing-in/1066-3516554-format-xhtml-7h14yoz/index.html>
 バンガード <https://www.vanguardngr.com/2016/12/gambias-electoral-boss-warns-jammeh/>
 BBC (a) <https://www.bbc.com/news/world-africa-36853700>
 BBC (b) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38183906>
 BBC (c) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38185428>
 BBC (d) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38271480>
 BBC (e) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38293446>
 BBC (f) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38501043>
 BBC (g) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38565502>
 BBC (h) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38582180>
 BBC (i) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38662000>
 フォロヤア <https://foroyaa.net/udp-leader-darboe-18-others-jailed-for-3-years/>
 フリーダム・ハウス (a) <https://freedomhouse.org>
 フリーダム・ハウス (b) <https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world>
 プレミアム・タイムス (a) <https://www.premiumtimesng.com/news/headlines/220090-gambia-how-nigeria-blocked-gambian-supreme-court-from-sitting-for-jammeh.html>
 プレミアム・タイムス (b) <https://www.premiumtimesng.com/news/headlines/220688-gambia-jammehs-employ-remain-office-legally-truncated-supreme-court.html>
 ボイス・オブ・アメリカ <https://www.voanews.com/africa/gambias-barrow-presidential-inauguration-proceed-planned>
 ポイント (a) <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/adama-barrow-is-udp-flag-bearer>
 ポイント (b) archive.thepoint.gm/africa/gambia/article/president-barrow-extends-ecomig-mandate-by-3-months
 ユーラクティブ <https://www.euractiv.com/section/development-policy/news/no-eu-observers-at-gambia-election/>
 ローハブ・ガンビア <https://www.lawhubgambia.com>

/electoral-laws

- ロイター (a) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-politics/gambia-opposition-parties-unite-behind-candidate-for-presidential-election-idUSKBN12V0US>
- ロイター (b) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-election-idUSKBN13D29N>
- ロイター (c) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-election/head-of-gambian-army-pledges-support-to-president-elect-barrow-idUSKBN13W1N3>
- ロイター (d) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-election/gambias-president-jammeh-to-challenge-election-loss-at-top-court-idUSKBN1400LN>
- ロイター (e) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-politics-president-bar-association-idUSKBN1452IM>
- ロイター (f) <https://af.reuters.com/article/topNews/idAFKBN1510KZ>